

す。よりacicの際、これらの法令を廢止

いたしまして、留守家族そのものを対象とし、より実情に即した援護を行なうと共に、従来未復員者給与法等によつて行われていた各種の給与と同様の援護を行なうことなどを目的とする未帰還者、留守家族等援護法を新たに制定しようとするものであります。

次にこの法律の大要について御説明申上げます。

次にこの法律による保護を受けます
ことができる留守家族の範囲は、夫
帰還者が本邦に残しております妻、
不具発疾の夫、十八歳未満又は不員癡
疾の子、六十歳以上又は不具発疾の父
母、配偶者がなく、且つ、扶養する者
系血族のない父又は母、十八歳未満又
は不具発疾の孫及び六十歳以上又は不
具発疾の祖父母であります。未帰還者
者が帰還しているとすれば、主として
その者の収入によつて生計を維持して
いると認められる者であります。
而してこれらの留守家族のうち先順
位の者に対しまして、留守家族手当と
いたしまして月額二千百円を支給し、
なお他に前述の留守家族がありますが
合には一人当たり月額四百円を加給す
ことといたしているのであります。

なお、この法律にいう未帰還者のうちには状況不明となっている者をも含んでいますのであります。が、長年月に亘つてその状況が判明しない未帰還者につきまして無期限に留守家族手当を支給するということは必ずしも当を得たと申します。併置とは申されませんので、この法律においては、留守家族が留守家族手当を受け取ることができる期間を一定期間に限定いたしては、國は未帰還者に限らぬこととより政府といたしましては、未帰還者の状況の調査発明につきましては今後とも努力いたさなければならぬところでありますので、特にこの法律におきましては、國は未帰還者の状況について調査究明に努めなければならない旨の規定を設けている次第であります。

手当の所要経費九億六千万円、歸郷旅費の所要経費三千万円、遺骨埋葬経費及び遺骨引取経費の所要経費六千万円、療養費、障害一時金等に要する経費四億九千万円、廢止した旧法令に基づく未支給分の給付及び旧法令からこの法律への切替に当つての実績保障に要する経費四億九千万円、事務費その他七千万円、計約二十一億円を計上いたしている次第であります。

なお、周辺法の一部を改正する法律案におきましては、未帰還公務員のうち、普通恩給の最短在職年に達した者について普通恩給を給することとし、その者の親族で本邦にあるものが本人に代つてこれを請求することができる制度を樹立し、留守家族援護の趣旨の一端を実現しようとしているのであります。恩給法における右の措置は、この法律の援護と相待つて留守家族援護に歸属なきを期しているのであります。

以上がこの法律案の大要であります。慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを切望する次第であります。

次に同じく議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等の援護につきましては、第十三国会において戦傷病者戦没者遺族等援護法が成立し、昨年四月一日から施行され、十全とは申せないにしましても、國家補償の精神に基づく待遇が從来行われて参りましたのであります。そこでこの法律の一部を改更に強化するためこの法律の一部を改正することにいたしましたが、ここにその理由及び内容の大要につき御説明

いたします。

第一に太平洋戦争中旧國家総動員法に基いて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員は、戦時軍人軍属と同様の戦争危険にさらされて、兵員、軍需物資等の輸送に当り、又前線作戦に参加する等全く軍人軍属と同様の任務に服していたものであり、その危険の程度は、軍人のそれに比肩し、或いはそれ以上に及んでいたのであります、これら的事情に鑑み、右の船員をこの法律の保護の対象とすることが極めて緊要と存じますので、新たにこれを軍属の範囲に加えた次第であります。第二に年金額を、本国会に提案されています恩給法の一部を改正する法律による旧軍人の増加恩給・公務扶助料の額とも睨み合せ、現在の國家財政の許す限りにおいて引上げまして、援護の強化を図ることにいたしました。即ち障害年金につきましては、不具廢疾の程度に応じ、九万円から二万四千円で、ありましたのを、十八万一千円から二万四千円に、遺族年金につきましては、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序により、先順位者とその他遺族に区分し、一人につき二万五千二百円、五千円にいたそとをするものであります。

その他この法律の凹滑な施行を期するため、必要な二、三の点につき併せて所要の改正をいたすことにしたのであります。

なお旧軍人恩給の復活に伴い從前この法律により援護しておりました旧軍人又はその遺族につきましては、原則として恩給法に転移することになりますが、これに伴う本法との関係につきましては、別途所要の調整を行い、そ

の間齟齬、間隙の生じないよういたします
ことにしております。
次にこれらの措置を講じますのに必要な経費につきましては、障害年金及び遺族年金支給に要する経費約二十八億円、遺族国庫債券の元利金支払に要する経費約百三十億円、更生医療等に要する経費約五億円、その他必要な事務費が昭和二十八年度予算に計上されいるのであります。
以上提案理由につきまして御説明申上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、速かに議決あらんことを切望する次第であります。

○委員長(藤森真治君) 以上四案の質疑につきましては次回にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(藤森真治君) それではおよろしくお手合せです。

○委員長(藤森真治君) それでは消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案、これにつきまして御質疑を願います。
それでは私から……。これは国が二分の一、都道府県が二分の一出すようになつておりますが、その都道府県の二分の一の負担についてこの都道府県の財政的の裏付けはどういうふうになつているでしょうか。

○政府委員(安田巖君) 別に考えておりません。

○委員長(藤森真治君) これで併し何も別に裏付けがないとして、都道府県のほうでこれはいい工合に予算を組んでくれる見込がござりますか。

○政府委員(安田巖君) 現在でも都道府県の独自の予算で相当の県ではやは

り予算を組んでおりまして、何か国のほうでそういうものを出してくれるなら組みたいという要望があるところがたくさんござります。それと消費生活協同組合の分布が必ずしも全国平均に行つておりませんで、結局こういうような資金の貸付を受けるような堅実な組合の多いところは、県としてはやはり限られて来るのじやないかと。いうより考えております。その点は私ども心配をいたしておらんのであります。

○委員長(藤森眞治君) それからこれの全体の予算はどういうようになつてありますか。

○政府委員(安田巌君) 二千五百万円だけございます。

○委員長(藤森眞治君) 第二条の「厚生省令で定める基準に適合する消費生活協同組合」、この基準はどういうものでございましょうか。それからこれらの実施に当つての経費について伺います。

○政府委員(安田巌君) 第二条の「厚生省令で定める基準」と申しますのは、現在のところでは次のようないふて考へてゐるわけであります。

第一は、役員が組合の運営に熱意を有し且つ組合員の団結が強固であること。第二は、組合員一人当たりの組合事業利用高が月平均千円以上であることです。第三は、出資金の払込総額が二十万円以上であること。大体そういうようなことを考えておるのであります。

なお、地方における事務費でございますが、大体国から三分で借りまして、地方町村は四分乃至五分以内の利率で貸すわけであります。従いまして

合計五千万円として四分の利子でありますと二百万円、國のほうは二分の一でございますから、それから國庫納入分が七十五万円でござりますので、残り百二十五万円が府県の事務費と危険負担に當てられるという計算になりますが、大体これで足りるのじやないかと考えております。

○委員長(藤森眞治君) もう一点伺い

○政府委員(安田巌君) 私どもそういう話を承知いたしておりませんけれども、別に組合といしましても区別をいたしません。先ほど申上げたような基準に合えば、それに對しては貸出すように指導いたしたいと考えております。

○委員長(藤森眞治君) 他に御発言ございませんか……。速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(藤森眞治君) 速記を始め

○藤原道子君 この頃貸付法案といふのができても、結局は地方政府が過迫しているときに、これがこちらの政府で予定しているように、地方政府がやはりこれを受けて立つだけの用意ありといふお見通しですか。

○政府委員(安田巌君) 先ほど委員長に對するお答えで申上げたんであります。母子福祉資金貸付法にもそういう問題がありますし、それから私どもはこの法律が通りましてから一千五百五万円をどういうふうに分けるかということをきめるわけですが、先ほど申上げましたような条件に合うものを選びます。

が相当ございまして、例えは北のほうから申しますと、北海道が二千万円、それから宮城が五十万円、福島五百萬円、千葉が二百五十万円、東京三千萬円、長野が二百五十万円、京都が六百万円、広島五百万円、愛媛百万円、山口八百万円、この十二都道府県では大休利率が最低一分八厘、最高一割ぐらいで約一億円くらいの金を目前の資金で実は貸しておるわけです。それだけでは足りませんものですから、私どもは北のほうから援助しようという考え方でこの法案が出たわけです。必ずしも金額は満足なものではございませんけれども、まあ今年一つ頭を出しましてだんだん殖やして行きたい、こういう考えです。

○藤原道子君 私どもとしては本当にこの金額の点からいっても、又地方へ何でもあれする点で満足すべきものではございませんけれども、まあ一頭頭を出したというところに一つの希望を持つという程度の法律ですね。で政府はこの運営の如何によつては今後もつと強化して行くという見通しは持つておるんですか。

○政府委員(安田巌君) 私どもはそれと折衝いたしておつたのであります。まあ／＼まだ数も少いことであるが、基礎もしつかりしていないから、國民金融公庫あたりで借りたらどうだということで追づかれておつたのであります。大体國民金融公庫と申しますと、金額で一千万円くらいしか融資してもらつておりませんから、自然に高い利金のものを借りる、そつなりますと、金額で一千五百円くらいしか融資投資することはとてもできません。それが、まあ／＼まだ数も少いことであるが、基礎もしつかりしていないうちから、國民金融公庫あたりで借りたらどうだというと勢い固定した施設なんかに投資することはとてもできません。そういうことになります。そういうような欠陥をこれで少し補つて行きたい。どうも少し一つ研究さして頂きましては、もう今のこの御質問の信用事業をやるかどうかといふことにつきましては、もう少し一つ研究さして頂きたいと思ふます。その系統の金融機関がほしいということは実は痛切に感じております。

○政府委員(安田巌君) お説の通りで生活協同組合のこの改正というようなことを今研究中でござりますけれども、この信用事業が行わ

申請を必要としますので、府県から申請を取つてある段階であります。それが出来まして、内容を見まして、私どもは相当ございまして、例えは北のほうから申しますと、北海道が二千万円、それから宮城が五十万円、福島五百萬円、千葉が二百五十万円、東京三千萬円、長野が二百五十万円、京都が六百万円、広島五百万円、愛媛百万円、山口八百万円、この十二都道府県では大休利率が最低一分八厘、最高一割ぐらいで約一億円くらいの金を目前の資金で実は貸しておるわけです。それだけでは足りませんものですから、私どもは北のほうから援助しようという考え方でこの法案が出たわけです。必ずしも金額は満足なものではございませんけれども、まあ今年一つ頭を出しましてだんだん殖やして行きたい、こういう考えです。

○政府委員(安田巌君) この資料をお手許に差出してあるかと思ひますけれども、組合の数が千四百七十二でござります。行つておるでありますから、組合と三つに分れました。ところが農業協同組合のほうは御承知のように農業協同組合と、それから消費生活協同組合と、それから商工中央金庫がある。更に現地で審議されておりますが、中小企業協同組合だけが残る、こういうことになります。私はこのことをいろいろくわしく見ておるであります。行つておるでありますから、組合の数が六ページというところを御覧になりますと、「消費生活協同組合の概況」というのがござります。組合の数は一千四百七十二組合、地域組合が五百組合、組合員の数が二百八十四万五千百二十二人、組合員の家族数が八百三十三万二千二百六十五人、出資口数五十五万二千八百五十七円、出資払込額が三億七千二百二十万五千九百三十二円、出資金額が三百三十一円、こういうところであります。

○大谷豊潤君 これは地方の自治体から拠りたいとしておるわけです。

○政府委員(安田巌君) 私どもはそれらの申出によつて金額を定められた基準はどこにあるんですか。

○政府委員(安田巌君) 只今のところ現段階において非常に切望しておりますところの信用事業を組合でやることができるようふうに改正するお考えはござりますか。非常に懸念でござりますが、政府においての御見解をちょうど伺いたい。

○政府委員(安田巌君) お説の通りで生活協同組合のこの改正というようなことを今研究中でござりますけれども、この法律が通りましてから一千五百五万円をどういうふうに分けるかということをきめるわけですが、先ほど申上げましたような条件に合うものを選びます。

も、結局この演奏ができるときには、この問題について随分問題になつたわけで

ございまして、私も陳述主張した者の
一人なんです。結局こうした面を許可
しなければしつかりした基礎は築けな
い。又当然農業協同組合でも中小企業

協同組合でもなされて いるのに、ひと
り消費協同組合があらゆる方面からの
圧迫でこれができない」ということを非

常に遺憾だと思いますので、一つこれで
が実現できますよう我々も努力いたし

○谷口祐三郎君 質問ももうないようですが、なま一層の折衝をお願いしたいということを希望しております。

ですから、この辺で質問を打切りまして、討論を省略して、採決されんことの功儀とは思ひません。(委員会二二)

○委員長(藤森貞治君) 只今谷口委員の質問に対する答弁を提出いたしました。〔賛成〕
呼ぶ者あり

から、質疑を打切りして、討論を省略して直ちに採決することの動議が提出されました。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり

て、討論を省略して採決いたします。
消費生活協同組合資金の貸付に関する
法律案、原案通り可決することに御
る。

賛成のかたの挙手を願います。

案通り可決されました。

とになつておりますから、本案を可とされましたかたは順次御署名を願います。

多數意見者署名
大谷 樂潤
藤原 道子

○委員長(鶴森貞治君) 御署名漏れがございませんか……御署名漏れないといふことを願っていますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴森貞治君) 御異議ない認めます。

○委員長(鶴森貞治君) 引続きまして、食品衛生法の一部を改正する法律案、御質疑を願います……。

私から一、二点伺いますが、米のエトで來るのは大体どういうよくな爾、トから主として米が入つて來るのできりましょやうか。

○説明員(楠本正康君) 主として南アジア地域から入つて來りますが、他の地域からも入つております。他の地域から少量入りまするのはこれは非常に各国に亘つておりまして、総じ十七カ国から現在日本に米が入つております。

○委員長(鶴森貞治君) これはすこ前からそういう國の米には有害性があるということはわかつております。か。

○説明員(楠本正康君) 米に有害性のものがありますことは古くからわかつておりました。現に南方の米の消費費におきましても黄変米等につきましては食用に供さずに適宜処置していると聞いております。

○鶴原道子君 ちよつとも伺いた

○説明員(楠本正廉君) 徒来まで問題になりました最も大きな事例を二、三拾つてみますと、昭和二十二年に東京を中心として全国的に患者を四千名出したました大豆粉の事件がござります。次いで翌年の昭和二十三年には大阪等を中心といたしまして、患者約千名を出したましたビルマ米の事件がございました。それから二十六年に至りましては長野県或いは秋田県等の学校給食用の脱脂粉乳の事件が起りまして、これは患者を三千名出しております。なおこれは主なものでございますが現在まで輸入食糧の事故といたしましては総計三千五百件、大小取り混ぜまして総計三千五百件、患者数は約十万名に達しております。

○藤原道子君 輸入したときにこういう不良な食品であった場合には、相手国には損害のあればできないのですか。

○説明員(楠本正廉君) この問題は商取引の契約の問題になりますが、現在は一応この責任は輸入業者の責任と相成っております。従いましてその損害は現状におきましては輸入業者が負うことになります。併しながら今回かような不良食品を輸入禁止するような措置を講じますれば、勢い買付のときにもそれだけ注意が払われますし、又上手に契約いたしますすれば相手方に対しましてクレーム等をつけることもありますので、この点は却つて有利になつて来るのではなかろうかと考えております。

つたのです。実は南方諸地域を廻りまして、農林省等から派遣されておる何というのですか、買付に行つておる役人が、向うにあります業者等との間にしば／＼不正なる問題が起つてゐるといふことを耳にいたして聞いておりまします。それから実態を見てみまして、徒らな業者間の競争、そりして相變らず内地で行われているようだ荷取扱いというようなものに終始され、真剣に職務を行なつておると言ひがたい状態は、むしろ向うの人たちの間においてすら鑑定を買つておる、日本の名譽を傷つけておるといふようなことを見たのです。非常に好結果をえたずではないか、そういうふうに考えますので、ちょっと取り聞いたりいたしてみました。こういうふうに考えてみましたが、お伺いしてみました。

○一 松定吉君 終戦前までは連合国を
の他に對して何か遠慮でもして調査しま
せんでしたが、二十六年以來検査を実
施いたしております。ただ厖大な品目
が輸入されますので、全品検査をいた
すことは理想ではあります、職員の関
係、経費の関係等からこれは不可能
でありますので、現在は止むを得ず抜
き取り検査をしております。
○一 松定吉君 今藤原委員が御発表に
なつたように買付に行つている日本人
が向うで御馳走になる、そうして向う
の業者と結託して品質の良否の判断を
せずに、そして不良なものをどんどん
買込んで、そつて待合取引をやつて
おるというようなことは、これは私も
たび／＼噂に聞いておつたが、実にけ
しからん話であると思う。そういうふ
うなことについては厚生省若しくは農
林省として十分な取締とかいうことは
行なつておるのですか、おらんのです
か。

の結果悪いものに対してもそれはそれで農林省当局と連絡をいたして適当な処分を行なつておるというが現状であります。

○松定吉君 今あなたの御報告にあつたように非常な有難であつて、その食糧によつて多数の人命に悪影響を生じたとかいうようなその事実のあつたことに對して、買付の任に當つたとかいふようなことでも確かめたのですか。それはそのまま放つたらかしておいで、爾來輸入するものだけを抜取検査ということでお茶を濁しておるということかな。

○説明員(楠本正康君) 厚生省といつましても、農林省にかよつた結果と相成つておるから、できるだけ現地買付について十分な注意を払つてくれと申しておる。厚生省としておこなつことをお願いをいたしております。又農林省におきましても、当然現地買付が立派に行えますように從来止される措置が講じられなければ、恐らく一層現地におきましてはかよつた十分な注意をして買付をするということに相成るだらうと考えております。

○松定吉君 それは、農林省にそういう警告を発したということは結構だけども、警告を発した結果、農林省のほうからそういうようなことの将来ないように十分に警告を発したというような報告でもあつたのですか、ただ警告をあなたのはうから発しましたね、結果は……。

○説明員(楠本正康君) 農林省とい

しましては、十分厚生省の中入れを了解いたしまして、総領事館に対しましていろいろ連絡をいたしましたり、或いは代行商社の選定、或いはその指導等を十分実施しておるといふように聞いております。

○松定吉君 そういうようなことをいつて多數の人の命に悪影響を生じたとかいうようなその事実のあつたことについて、総領事等を使つて調査したぞうな者がわかつて、それを処分でもしない、不都合なことで取引したといふうな者がわかつて、それを処分でもしないという事実はありますか、あります。

○説明員(楠本正康君) 現地の職員の処分の点につきましては何ら聞いておりません。

○松定吉君 そういうようなことは、あなたのほうがやはり衛生方面を受持つておる厚生省としては、ただ農林省にそれを警告をしただけで、その結果どうなつておるかというよくなことは、やはり突止めてちやんと結束をつけておかないとよくないのじやないのかね。厚生省として保健衛生を担当の仕事は、やはり突止めてちやんと結束をつけておかないとよくないのじやないのかね。

○説明員(楠本正康君) 現地買付の問題は何分にも農林省の責任において実施しているわけでありますので、厚生省としては遺憾ながらこれに対しても十分な注意を怠つておる。一方本来これを徹底いたしまする

ためには、やはり厚生省といたしまして現地に衛生担当官を駐在させましでこの仕事に当らせるといふことが一番徹底する措置だと考えております。

○松定吉君 今あなたのわづしやるお戦前におきましては支那から大量の食肉が内地に輸入されておりましたのが、その当時は日本の衛生担当官を支那に駐在せませして、食肉検査に当らせておつたというわけであります。

○松定吉君 今あなたのおづしやるお戦前におきましては支那から大量の食肉が内地に輸入されておりましたるということでは、将来厚生省として本当に完全に保健衛生のために意を用いるということにはならんね。こういう

これだけの多数の患者ができるまで相当の注意を払うということでは、その患者の出た根源を確かめて、将来再びかくのよくな不良食品が輸入されたために、

まだ相当地の注意を払うといふことでは、やはり突止めてちやんと結束をつけておかないとよくないのじやないのかね。厚生省として保健衛生を担当の仕事は、やはり突止めてちやんと結束をつけておかないとよくないのじやないのかね。厚生省として保健衛生を担当の仕事は、やはり突止めてちやんと結束をつけておかないとよくないのじやないのかね。

○説明員(楠本正康君) お手許に差し上げました資料を御覧頂きましたわかりますが、終戦直後は私どもは輸入食品の検査をいたさなかつたのであります。二十六年九月以来検査を始めましたが、二十六年九月以来検査を始めました。ところが二十六年九月以来は資料にありますように著しく事故が減少して参つております。又一方只今御審議を願つておりますように著しく減少しておられます。一方本来これを徹底いたしまする

しますれば、恐らくこれが最も大きな刺戟となりまして、現地の買付に十分注意されることになると考えております。従いまして今後の推移を見なければ勿論わからせんが、恐らく今後かなり減少するものと信じております。

○松定吉君 今あなたのわづしやるようなことは最も注意して頂かねばならないことであるが、藤原委員の言うよんまでも、著しく減少するものと信じております。

○松定吉君 これは商取引の契約の問題と関連いたしますが、併し最も大量を占めておられます輸入食品の中の米麦等の主要食糧について見ますと、これは農林省の責任におきまして輸入をいたしております。従いましてその結果、たまく不幸にして検査の結果悪いものが混入いたしておきました場合には、これは国の責任におきまして他の用途に転用する等の措置を講じまして衛生上の危害を除去する措置をとることとなつております。

○説明員(楠本正康君) これが商取引の契約の問題と関連いたしますが、併し最も大量を占めておられます輸入食品の中の米麦等の主要食糧について見ますと、これは農林省の責任におきまして輸入をいたしております。従いましてその結果、たまく不幸にして検査の結果悪いものが混入いたしておきました場合には、これは国の責任におきまして他の用途に転用する等の措置を講じまして衛生上の危害を除去する措置をとることとなつております。

○藤原道子君 私は今松さんの言わぬように一つして頂くことを特に御注意申上げて私の質問を終ります。

○藤原道子君 私は今松さんの言わぬように一つして頂くことを特に御注意申上げて私の質問を終ります。

いますけれども、なむ念のために私は農林省の関係者を呼びまして、どうなつておるか、今後どういう方法でやるか、どういう決意を持つてこれを実行するかと、いうことを本院において質すべきだと思いますので、幸いそれが誤りであることを希望いたしますが、その点についても十分質したいと私は思っています。

○説明員(楠本正康君) これは商取引の契約の問題と関連いたしますが、併し最も大量を占めておられます輸入食品の中の米麦等の主要食糧について見ますと、これは農林省の責任におきまして輸入をいたしております。従いましてその結果、たまく不幸にして検査の結果悪いものが混入いたしておきました場合には、これは国の責任におきまして他の用途に転用する等の措置を講じまして衛生上の危害を除去する措置をとることとなつております。

○説明員(楠本正康君) 大切な国民の血税を以て結局買つておるのでですね。そうして商取引だからと言つて、ただ單に買つて来たものをほかへ転用して、国民の生命の危機を脱するというだけでは私は足りないと思うのですがね。それで

ました場合は、これを承諾することにいたしたいと存しますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(鶴森寅治君) 御異議ないと認めます。わよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(鶴森寅治君) 速記を始め
て。

それでは本日はこれを以て散会いた
します。

午後零時二十二分散会